

中野市ノルディックポール貸出事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ノルディックポールを市民等に無償で貸し出すことにより、市内のスポーツ人口の拡大及びスポーツ振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 ノルディックポールの貸出し（以下「貸出し」という）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者又は区等の団体で、市内において使用をするものとする。ただし、営利を目的として使用するものは除く。

(貸出期間)

第3条 貸出しの期間は、貸出日の初日（中野市の休日を定める条例（平成17年中野市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）から起算して2日以内とする。ただし、初日から起算して2日目の日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日までを貸出期間とする。

(貸出しの予約)

第4条 貸出しを受けようとするものは、貸出しを受けようとする日の3月前の日の属する月の初日から貸出しを受けようとする日の7日前の日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までの間に、予約しなければならない。

(申込書の提出)

第5条 前条の規定により予約したものは、ノルディックポールを使用する者又は区等の団体の代表者の本人を確認するための書類を提示の上、中野市ノルディックポール借用申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの許可)

第6条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、貸出しを許可するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用に当たっての遵守事項)

第7条 貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、ノルディックポールの使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ノルディックポールをスポーツ以外の用途で使用しないこと。
- (2) ノルディックポールを第三者に転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用しないこと。

(貸出しの許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの許可を取り消し、又はノルディックポールの返却を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により貸出しの決定を受けたとき。
- (2) ノルディックポールの貸出しの決定に際して付した条件その他この要領に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、貸出しを行うことが不適當であると認めるとき。

(損害賠償)

第9条 使用者は、ノルディックポールの使用に当たり、使用者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えたときは、使用者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(別記様式)

課長	課長補佐	係長	課員

分類記号			保存区分	公開・非公開区分
B	イ	19	3 ()	公開・非公開・部分公開
非公開とする部分・理由				公開可能時期

伺い) 中野市ノルディック貸出事業実施要領第6条の規定により貸出を許可してよいでしょうか。

中野市ノルディックポール借用申込書

年 月 日

中野市長 湯本 隆英 様

申請者 住 所

氏 名

(団体名・代表者名)

連絡先

中野市ノルディックポール貸出事業実施要領第5条の規定により、ノルディックポールの借用を申請します。

記

1 借用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
2 使用目的	
3 使用日時	年 月 日 ()
4 使用場所	
5 使用人数	
6 使用数量	
7 その他	